平成３０年（フ）第１５６号
横浜市港北区新吉田町3359番地８
破産者　平柳　和磨
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４２１号
横浜市磯子区汐見台２丁目６番地４　2606棟646号
破産者　小田切良一
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７７号
新潟県上越市大潟区潟町736番地６
破産者　渡邉　玲子
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第６４７号
静岡市葵区上足洗４丁目７番８号　メゾンフルール上足洗105号室、旧住所静岡市葵区瀬名中央２丁目９番18号
破産者　伊藤　　仁
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６９号
静岡県藤枝市稲川１丁目８番12号　コーポさつき105号室
破産者　片山哲太郎
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３５４号
愛知県一宮市北小渕字大日109番地　グランメゾン金城903号
破産者　万菜くりや、くりやこと　松井由美子
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１６６号
滋賀県近江八幡市南本郷町２丁目51番地27、前住所滋賀県近江八幡市薬師町２番地１、(最後の事業所所在地）滋賀県近江八幡市桜宮町219―２
破産者　食べて飲んで歌って　みよこと梅原美代子こと　宋　　福蘭
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第５０５０号
兵庫県尼崎市食満５丁目20番１―606号、開始決定時兵庫県尼崎市田能３丁目５番７―501号
破産者　三木　　直
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８５３号
大阪府豊中市庄内幸町１丁目６番１―505号
破産者　渡部　純子
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０７２号
兵庫県伊丹市西野３丁目52番地２　マルシェ伊丹103号、開始決定時兵庫県伊丹市鈴原町７丁目23番地３
破産者　遠藤　雅大
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３４号
大阪市鶴見区横堤３丁目１番20号
破産者　北井　一成
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９９６号
大阪市東淀川区豊里４丁目７番27―305号
破産者　ＣＨＯＭＢＯＭＮＧＥＥ　ＨＡＮＳＹ　ＧＯＩＡ
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９９７号
大阪市東淀川区豊里４丁目７番27―305号
破産者　岡本　　梢
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３８１号
千葉県木更津市真舟４丁目13―４　グランフェリシア103号、住民票上の住所大阪府門真市石原町26番６号　ソレイユ古川橋301号
破産者　伊藤　秀樹
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７３６号
大阪府吹田市泉町５丁目１番13号
破産者　福田あつ子
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１４号
大阪市中央区東高麗橋３番32―204号
破産者　ＣＨＡＲＭＥこと　長見　章代
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２５４号
大阪市城東区中央３丁目10番７―603号
破産者　平井　輝己
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３７９号
大阪府八尾市南本町３丁目４番30号
破産者　山﨑　惠子
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部